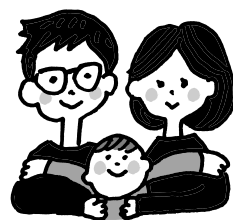




やまなし子育て応援事業がスタート

子育てするなら 保育料の負担軽減を拡大 さいたま市



市では多子世帯への支援を拡充し、子どもを生み、育てやすい環境を整備するなど少子化対策を推進しています。平成28年4月からは、第2子以降に対する経済的支援を拡大させるため、「やまなし子育て応援事業（第2子以降保育料無料化事業）」を実施し、該当となる方の第2子以降の保育料について、3歳になるまで無料化をすることで皆さんの子育てを応援します。

■対象児童

- ①0～2歳児のうち、保育が必要な子ども（認定は市）※無料になるのは3歳の誕生日まで
- ②世帯の第2子以降の子ども（生計を同一にする第1子がいること）
- ③世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満であること

1号認定（幼稚園部分）

区 分		利用者負担額（月額）
第1子を含め小学校3年生までの範囲の兄・姉がいる児童	2人目	保育料基準額の半額
	3人目以降	無料
市町村民税所得割課税額77,101円未満	第2子	保育料基準額の半額
	第3子以降	無料
母子世帯等で市町村民税所得割課税額77,101円未満	第1子	保育料基準額の半額
	第2子以降	無料

2・3号認定（保育園部分）

※赤色の部分がやまなし子育て応援事業による拡大部です。

区 分		利用者負担額（月額）
第1子を含め小学校3年生までの範囲の兄・姉がいる児童	2人目	保育料基準額の4分の1
	3人目以降	無料
市町村民税所得割課税額57,700円未満	第2子	保育料基準額の4分の1
	第3子以降	無料
母子世帯等で市町村民税所得割課税額77,101円未満	第1子	保育料基準額の4分の1
	第2子以降	無料
市町村民税所得割課税額169,000円未満	第2子以降の3才未満児	無料

※国基準の第5階層までの世帯で世帯の年収約640万円相当

生計を同一にするとは？

☆具体例

- ・一緒に生活している（同じ家に住んでいて、生活費が一緒）
- ・別々に住んでいるが、生活費を仕送りしている
- ・入院をしているが、療育費を払っている

■該当者には申請書が届きます。市では保育料が無料となる対象者の確認作業を行い、対象と思われる世帯に、4月上旬から申請書を配布しています。

※該当になるかどうかの判断が不明なため申請書を配布していない場合もあります。該当になるのでは...と思われる方はお手数ですが、お問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線173・175)